

## 平成24年稲敷市農業委員会第10回総会

〔10月25日〕

- 
- 日程 1 会議録署名委員の指名について
- 日程 2 報告第1号 農地法第3条第1項第13項の規定による農地等の権利移動届出について
- 日程 3 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について
- 日程 4 報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地等の権利移動届出について
- 日程 5 報告第4号 農地法第18条第6項の規定による農地の賃借権の合意解約通知について
- 日程 6 報告第5号 制限除外の農地の移動届について
- 日程 7 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定，移転の許可について
- 日程 8 議案第2号 農地法第3条に係る買受適格証明願いに対する証明書の交付について
- 日程 9 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について
- 日程 10 議案第4号 現況証明願いに対する証明書の交付について
- 日程 11 議案第5号 稲敷市農地利用集積計画に対する意見決定について  
(利用権設定)
- 

### 本日の会議に付した事件

- 日程 1 会議録署名委員の指名について
- 日程 2 報告第1号
- 日程 3 報告第2号
- 日程 4 報告第3号
- 日程 5 報告第4号
- 日程 6 報告第5号
- 日程 7 議案第1号
- 日程 8 議案第2号
- 日程 9 議案第3号
- 日程 10 議案第4号
- 日程 11 議案第5号
-

## 出席委員

1番	宮本昇君	17番	井戸賀吉男君
2番	関口邦子君	18番	山口幸一君
3番	蛭原一君	19番	宮本善助君
4番	村山文雄君	20番	保科進君
5番	篠崎惣壽君	21番	清原寿君
6番	松本文雄君	22番	加納昭君
7番	吉岡一仁君	23番	飯塚恒雄君
8番	川島昇君	24番	飯田稔君
9番	小貫和子君	25番	濱田昭一君
10番	千勝忠君	26番	沖野谷秀雄君
11番	山崎健一君	27番	永長秀敏君
12番	坂本富男君	28番	澤邊雅之君
13番	秋本精一君	29番	遠藤一行君
14番	篠崎文夫君	31番	山下恭一君
15番	坂本一雄君	32番	高須一郎君
16番	古澤真和君		

---

## 欠席委員

30番 糸賀泰夫君

---

## 出席説明員

農業委員会事務局長	森川春樹
農業委員会事務局長補佐	飯島伸生
農業委員会事務局係長	井戸賀輝行
農業委員会事務局主査	高橋渉

---

## ○会長（加納 昭君） 諸般の報告

10月16日（火） 農業委員会会長・事務局長会議  
於 水戸市 フェリベールサンシャイン  
出席者 加納 昭会長，森川春樹事務局長

10月21日（日） 稲敷市敬老会  
於 江戸崎総合運動公園  
出席者 加納 昭会長，森川春樹事務局長

---

午後 3 時 8 分開会

○農業委員会事務局長（森川春樹君） それでは、ただいまから平成 24 年 10 月の稲敷市農業委員会総会を開会させていただきます。

これからの議事進行につきましては、稲敷市農業委員会会議規則第 3 条の規定により、会長が議長となり議事進行いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（加納 昭君） それでは、議長を務めさせていただきます。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

本日の出席委員は 31 名です。欠席委員は 30 番糸賀泰夫の 1 名であります。よって、農業委員会等に関する法律第 21 条第 3 項の規定により定足数に達しておりますので、本会議は成立をいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

---

#### 日程 1 会議録署名委員の指名について

○議長（加納 昭君） 最初に、会議録署名人の指名を行います。  
お諮りいたします。署名人の指名については、議長一任で異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君） はい、異議なしということでございますので、本日の会議録署名人は 19 番宮本善助委員、20 番保科 進委員、両名を指名いたします。

---

#### 日程 2 報告第 1 号 農地法第 3 条第 1 項第 13 号の規定による農地等の権利移動届出について

○議長（加納 昭君） それでは審議に入ります。

報告第 1 号、農地法第 3 条第 1 項第 13 号の規定による農地等の権利移動届出についてを議題といたします。事務局より報告願います。

森川事務局長。

○農業委員会事務局長（森川春樹君） 1 ページをお開き願います。

報告第 1 号、農地法第 3 条第 1 項第 13 号の規定による農地等の権利移動届出についてでございます。

受理番号 1 番、堀川字丑新田、田 1 筆、1,892 平方メートル、及び

受理番号 2 番、下須田字神田ほか 1 地区、田 3 筆、6,021 平方メートルでございますが、いずれも、農林振興公社が行う農地保有合理化事業により所有権の移転を行うものでございます。

よろしくご承認をおねがいします。

○議長（加納 昭君）これは報告事項でございますので、ご承認のほど、よろしくお願ひします。

---

日程 3 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について

○議長（加納 昭君）続きまして、報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出についてを議題といたします。事務局より報告願います。

森川事務局長。

○農業委員会事務局長（森川春樹君）2ページをお開き願います。

報告第2号、農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出についてでございます。

受理番号1番、神宮寺字神宮寺ほか4地区、田4筆、畑4筆、計8筆、5,914平方メートルでございますが、平成24年7月8日被相続人の死亡により取得したものです。権利の取得者は自作地として耕作しており、農業委員会によりあっせん等の希望は無いものであります。

受理番号2番、南太田字上、田1筆、5,701平方メートルでございますが、平成24年9月11日被相続人の死亡により取得したものです。権利の取得者は委託により耕作しており農業委員会によりあっせん等の希望は無いものであります。

受理番号3番、佐原組新田字高丸ほか2地区、田5筆、5,791平方メートルでございますが、平成17年10月23日被相続人の死亡により取得したものです。権利の取得者は委託により耕作しており農業委員会によりあっせん等の希望は無いものであります。

受理番号4番、阿波崎字阿波崎、田1筆、990平方メートルでございますが、平成24年6月21日被相続人の死亡により取得したものです。権利の取得者は自作として耕作しており農業委員会によりあっせん等の希望は無いものであります。

受理番号5番、下須田字神田ほか1地区、田6筆、12,708平方メートルでございますが、平成23年8月5日被相続人の死亡により取得したものです。権利の取得者は委託により耕作しており農業委員会によりあっせん等の希望は無いものであります。

受理番号6番、本新、田1筆、畑1筆、計2筆、16,749平方メートルでございますが、平成24年5月27日被相続人の死亡により取得したものです。権利の取得者は自作として耕作しており農業委員会によりあっせん等の希望は無いものであります。

受理番号7番、高田字宿後、畑3筆、297平方メートルでございますが、平成21年7月14日被相続人の死亡により取得したものです。権利の取得者は自作として耕作しており農業委員会によりあっせん等の希望は無いものであります。

受理番号8番、西代字東田、田2筆、3,045平方メートルでございますが、平成23年1月26日被相続人の死亡により取得したものです。権利の取得者は自作として耕作

しており農業委員会によりあっせん等の希望は無いものであります。

受理番号9番，駒塚字榎町ほか13地区，田17筆，畑10筆，計27筆，19，274平方メートルでございますが，平成24年9月12日被相続人の死亡により取得したものです。権利の取得者は自作として耕作しており農業委員会によりあっせん等の希望は無いものであります。以上，よろしくご承認をお願いします。

○議長（加納 昭君）これもまた報告事項でございますので，ご承認のほどよろしく願います。

---

#### 日程 4 報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域内の農地 転用届出について

○議長（加納 昭君）続きまして，報告第3号，農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域内の農地転用届出についてを議題といたします。事務局より報告願います。森川事務局長。

○農業委員会事務局長（森川春樹君）5ページをお開き願います。

報告第3号，農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域内の農地転用届出についてでございます。

受理番号1番，江戸崎字新山，畑1筆，9.97平方メートル，及び

受理番号2号，江戸崎字新山，畑3筆，528平方メートルでございますが，申請地を取得して自己住宅敷地を拡張するものです。

受理番号3番，江戸崎字金上台，畑1筆，488平方メートルでございますが，申請地を取得して建売住宅を建築するものでございます。

よろしくご承認をお願いします。

○議長（加納 昭君）これもまた報告事項でございますので，ご承認のほどよろしく願います。

---

#### 日程 5 報告第4号 農地法第18条第6項の規定による農地の賃借権の合意解約通知について

○議長（加納 昭君）続きまして，報告第4号 農地法第18条第6項の規定による農地の賃借権の合意解約通知についてを議案といたします。事務局より報告願います。森川事務局長。

○農業委員会事務局長（森川春樹君）6ページをお開き願います。

報告第4号，農地法第18条第6項の規定による農地の賃借権の合意解約通知についてでございます。

受理番号1番，中島字講谷津ほか4地区，田11筆，13，591平方メートルでございますが，耕作者の都合により合意解約をするものでございます。

受理番号2番，押砂字上野ほか1地区，田11筆，畑1筆，計12筆，20，116平方メートルでございますが，耕作者の都合により合意解約するものでございます。

○議長（加納 昭君）これもまた報告事項でございますので，ご承認のほどよろしく願いいたします。

---

#### 日程 6 報告第5号 制限除外の農地の移動届出について

○議長（加納 昭君）続きまして報告第5号，制限除外の農地の移動届出についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

森川事務局長

○農業委員会事務局長（森川春樹君）7ページをお開き願います。

報告第5号，制限除外の農地の移動届出についてでございます。

受理番号1番，桑山字境町，田1筆，2，426平方メートルでございますが，稲敷市が行う，公共下水道工事の資材置場として使用するため届出があったものでございます。農地施行規則第53条第5号に基づくものでございます。なお，添付すべき必要書類等は事務局で確認した結果問題ものであります。

受理番号2番，浮島字太田辺，畑1筆，134平方メートルでございますが，申請地を農業用倉庫として使用するため届出があったものでございます。農地施行規則第32条第1項第1号に基づくものでございます。添付すべき必要書類等は事務局で確認した結果問題がないものであります。

よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）これもまた報告事項でございますので，ご承認のほどよろしく願いいたします。

---

#### 日程 7 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定，移転の許可について

○議長（加納 昭君）続きまして議案第1号，農地法第3条の規定による権利の設定，移転の許可についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

井戸賀係長。

○農業委員会事務局係長（井戸賀輝行君）8ページをお開き願います。

議案第1号，農地法第3条の規定による権利の設定移転の許可についてでございます。

売買による所有権移転9件，交換2件の計11件でございます。

受理番号1番，下須田字神田，田3筆，計6，021平方メートルについてでございますが，農林振興公社が行う農地保有合理化事業により，農業経営規模の拡大を目的に取得するものでございます。10月3日に農林振興公社と事務局で，受人と東庁舎会議室において面談をいたしました。受人は主に水稻を作付している農業者で，農業経営面積は1，

399アール、農業従事日数は150日でございます。所有の農地について休耕地はなく、違反転用もないものであります。農機具の所有状況ですがトラクター1台、コンバイン1台、田植機1台、乾燥機2台、を所有しております。また申請地の周辺の農地利用に影響を与えないものと考えられます。以上調査の結果、報告書のとおり、農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしているものと考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしました。

受理番号2番、堀川字刃新田、田1筆、1,892平方メートルについてでございますが、農林振興公社が行う農地保有合理化事業により、農業経営規模の拡大を目的に取得するものでございます。10月3日に農林振興公社と事務局で、受人と東庁舎会議室において面談をいたしました。受人は主に水稻を作付している農業者で、農業経営面積は1,006アール、農業従事日数は200日でございます。所有の農地について休耕地はなく、違反転用もないものであります。農機具の所有状況ですがトラクター1台、コンバイン1台、田植機1台、乾燥機1台、を所有しております。また申請地の周辺の農地利用に影響を与えないものと考えられます。以上調査の結果、報告書のとおり、農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしているものと考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしました。

受理番号3番、西代字東田、田2筆、計3,045平方メートルについてでございますが、渡人は資金が必要なため、譲渡するものであります。調査の結果は報告書のとおりで、農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしているものと考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしました。

受理番号4番、大島字中蒲、田1筆、1,046平方メートルについてでございますが、渡人は農業経営者ではなく耕作できないため、譲渡するものであります。調査の結果は報告書のとおりで、農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしているものと考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしました。

受理番号5番、結佐字流作、田1筆、247平方メートルについてでございますが、渡人は耕作者へ譲渡するものであります。調査の結果は報告書のとおりで、農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしているものと考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしました。

9ページをお開き願います。

受理番号6番、沼田字北須賀、田1筆、1,000平方メートルについてでございますが、渡人は耕作者へ譲渡するものであります。調査の結果は報告書のとおりで、農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしているものと考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしました。

受理番号7番、沼田字北須賀、田1筆、2,266平方メートルについてでございますが、渡人は耕作者へ譲渡するものであります。調査の結果は報告書のとおりで、農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしているものと考え

えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしました。

受理番号8番、中山字丑新田、外1地区、田2筆、計4、751平方メートルについてでございますが、渡人は農業経営規模縮小のため、譲渡するものであります。調査の結果は報告書のとおりで、農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしているものと考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしました。

受理番号9番、柴崎字大小、外1地区、田3筆、計2、992平方メートルについてでございますが、渡人は耕作者へ譲渡するものであります。調査の結果は報告書のとおりで、農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしているものと考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしました。

受理番号10番、脇川字浦口、田2筆、計1、024平方メートルについてでございますが、渡人は耕作の利便性を図るため、農地を交換するものであります。調査の結果は報告書のとおりで、農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしているものと考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしました。10ページをお開き願います。

受理番号11番、脇川字浦口、田1筆、1、021平方メートルについてでございますが、渡人は耕作の利便性を図るため、農地を交換するものであります。調査の結果は報告書のとおりで、農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしているものと考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしました。以上で、議案第1号の受理番号1番から11番の説明を終ります。

○議長（加納 昭君）ただいま事務局の説明でございましたが、調査員の調査報告をお願いいたします。受理番号1番から2番については、農林振興公社の案件ですので調査報告を省略いたします。まず、受理番号3番について保科委員より報告願います。

○20番（保科 進君）20番保科です。受理番号3番について報告します。10月23日に事務局が受人の調査し、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している農業者であります。全部効率利用要件については、周辺の農地について休耕地もなく違反転用地もありません。農機具の所有状況であります。トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機1台を所有しております。常時従事要件は農作業従事日数250日であります。農業経営面積要件については経営面積207アールであります。地域調和要件については、周辺の農地等の農業上の効率的かつ総合的に利用に支障を生じるおそれがあると認められません。以上調査の結果、買受人となる4つの要件をすべて満たしており、報告書のとおりで間違いなく許可相当と考えられます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（加納 昭君）次に受理番号4番について、関口委員より報告願います。

○2番（関口邦子君）2番関口です。受理番号4番について報告いたします。10月23日に、事務局は受人の調査を行い申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人主に水稻を栽培している農業者であります。全部効率利用要件については、所有の農地に



については休耕地もなく違反転用地もありません。農機具の所有状況であります。トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機1台を近所に住む親戚と共同利用をしております。常時従事要件については、農作業日数250日であります。農業経営面積要件については、経営面積156アールであります。地域調和要件については、周辺の農地等の農業上の効率的かつ総合的利用に支障を生じるおそれがあると認められません。以上のような調査の結果、受人となる許可要件を全て満たしており、報告書のとおり間違いがなく許可相当と考えられます。よろしくご審議をお願いします。

○議長（加納 昭君）次に受理番号5番について、私、加納より報告いたします。

○23番（加納 昭君）23番加納です。受理番号5番について報告いたします。10月22日に受人の調査し、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している農業者であります。全部効率利用要件は所有の農地に休耕地もなく違反転用地もありません。農機具の所有状況であります。トラクター1台、田植機1台を所有しております。常時従事要件については、農作業従事日数が60日ありますが、同一世帯の従事日数は150日以上であります。農業経営面積要件については経営面積272アールであります。地域調和要件については、周辺の農地等の農業上の効率的かつ総合的利用に支障を生じるおそれがあると認められません。以上、調査の結果、買受人となる4つの要件を全て満たしており、報告書のとおり、よろしくご審議お願いいたします。

○議長（加納 昭君）次に受理番号6番、7番について、村山委員より報告願います。

○4番（村山文雄君）4番村山です。受理番号6番について説明いたします。6番、7番の受人が同一人物ですので、一緒に6番、7番を説明いたします。さる20日に受人に会いまして申請書類と内容を確認いたしました。22日ですか、渡人に連絡をいたしました。受人は主に水稻を栽培している農業後継者であります。若干畑作に休耕地がありますが、これは遊休農地の利用計画書が提出されており、今後1年以内に耕起し作付けする計画書が提出されています。常時従事要件については、農作業は60日ありますが同一家族に150日以上従事する人がおります。農業経営面積200アールであります。地域調和要件については周辺の農地には、農業上の効率的かつ総合的利用に支障を生じると認められません。以上の調査の結果受理番号6番、7番は報告書のとおり許可相当と考えられます。慎重審議をお願いいたします。以上報告を終わります。

○議長（加納 昭君）次に受理番号8番及び9番について、篠崎文夫委員より報告願います。

○14番（篠崎文夫君）14番篠崎です。受理番号8番、9番について、報告いたします。先日受人の調査をしました。申請内容について間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している農業者であり、所有の農地については休耕地もなく違反転用地もありません。農機具の所有状況ですが、水稻栽培に必要な農機具を全て所有しております。農業従事日数ですが200日です。農業経営面積要件は528アールでした。地域調和要件については、周辺の農地等の農業上の効率的かつ総合的利用に支障を生じるおそれがあるとは認められません。以上、調査の結果、買受人となる4つの要件を全て満たし

ており、報告書のとおりで間違いはなく許可相当と考えられます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（加納 昭君）では、次に受理番号10番及び11番について沖野谷委員より報告願います。

○26番（沖野谷秀雄君）26番沖野谷です。受理番号10番、11番について、一つの交換ですのでまとめて報告いたします。10月23日に受人の確認をしました。10番の申請者ですが、全部効率利用要件については所有の農地に休耕地もなく違反転用もありません。また、農機具の所有状況でありますがトラクターが1台、コンバインが1台、田植機が1台、乾燥機が1台であります。従事日数なのですけれども本人は60日ですが、家族で奥さんが20日ほど一緒にやっております。あと、おじいさんが150日以上やっております。経営面積ですが420アールで、地域調和要件は該当する・・・また、水利組合で取り組んで一緒にやっておられます。そのため、まわりに支障はないもの思われますので許可相当と思われます。11番の申請者ですが、やはり23日に聞き取りしております。全部効率利用要件については所有の農地に休耕地もなく違反転用もありません。農機具の所有状況でありますがトラクターが2台、コンバインが1台、田植機が1台、乾燥機が2台あります。それに、耕運機も2台あります。従事日数なのですけれども250日です。経営面積ですが現在のところ、田745アールを耕作しております。地域調和要件ですが該当すると思われます。水利組合にも参加しております。地域調和要件においては、周辺の農地等の農業上の効率的かつ総合的利用に支障を生じるおそれがあるとは認められませんので、許可相当と思われます。以上ですので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（加納 昭君）これで調査員の調査報告を終了いたします。これより質疑を認めません。質疑ありませんか。

○9番（小貫和子君）9番小貫です。受理番号4番の自己所有台なのですが、書いてありませんがもう一度お願いします。後ろに写真はのっていますが、報告書なので台数が書いてありませんので書いてもらいたい。

○議長（加納 昭君）はい、事務局

○農業委員会事務局係長（井戸賀輝行君）事務局です。そちら共有です。各1台です。台数入れ忘れしました。すみません。乾燥機は2台です。

○議長（加納 昭君）よろしいですか

ほかに質疑ございませんか

〔(なし)との声あり〕

○議長（加納 昭君）それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。

これより、議案第1号、農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可についてを採決いたします。

本案は、申請のとおり許可決定することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君）賛成多数と認めます。

よって、申請のとおり許可することに決定いたしました。

---

**日程 8 議案第 2 号 農地法第 3 条に係る買受適格証明願に対する証明書の交付について**

○議長（加納 昭君）続きまして、議案第 2 号、農地法第 3 条に係る買受適格証明願に対する証明書の交付についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

井戸賀係長

○農業委員会事務局係長（井戸賀輝行君）11 ページをお開き願います。

議案第 2 号、農地法第 3 条に係る買受適格証明願に対する証明書の交付についてでございます。稲敷市が行う公売物件に対する買受適格証明書の交付について 3 件でございます。

受理番号 1 番、公売物件、新橋字町田ほか 1 地区、田 2 筆、計 4,487 平方メートルについてでございますが、申請人は自宅周辺の農地が公売物件となったため、規模拡大を目的とし買受を希望しました。調査の結果は報告書のとおり、添付すべき必要書類も併せて確認いたしました。

受理番号 2 番、公売物件、新橋字町田ほか 1 地区、田 2 筆、計 4,487 平方メートルについてでございますが、申請人は農業経営規模拡大を目的とし買受を希望しました。調査の結果は報告書のとおり、添付すべき必要書類も併せて確認しました。

受理番号 3 番、公売物件、新橋字町田ほか 1 地区、田 2 筆、計 4,487 平方メートルについてでございますが、申請人は自宅周辺の農地が公売物件となったため、規模拡大を目的とし買受を希望しました。調査の結果は報告書のとおり、添付すべき必要書類も併せて確認しました。以上で、議案第 2 号の受理番号 1 番から 3 番の説明を終わります。

○議長（加納 昭君）事務局の説明でございましたが、調査委員の調査報告をお願いいたします。受理番号 1 番について川島委員より報告を、お願いいたします

○8 番（川島 昇君）8 番川島です。受理番号 1 番について報告いたします。さる 10 月 23 日に受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻、野菜を栽培している農業者であります。全部効率利用要件については所有の農地については休耕地もなく違反転用地もありません。農機具の所有状況であります。トラクター 1 台、田植機は今後導入予定です。耕運機 2 台を所有しております。常時従事要件については、農作業従事日数が 150 日であります。農業経営面積要件については経営面積が 185 アールです。地域調和要件については、周辺の農地等の農業上の効率的かつ総合的利用に支障を生じるおそれがあると認められません。以上、調査の結果、買受人となる 4 つの要件を全て満たしており、報告書のとおり、間違いはなく許可相当と思われま。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）はい、次に受理番号 2 番及び 3 番について、沖野谷委員より報告をお願いします。

○2 6 番（沖野谷秀雄君）2 6 番沖野谷です。受理番号 2 番、3 番について報告いたしま

す。10月23日に受人の調査をして申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻栽培しております。現在農業に従事しております。全部効率利用要件については所有の農地については休耕地が一部ありますが、管理をして肥培管理を行っていません。農機具の所有状況でございますが、トラクター1/2台、自己所有になっていますが、2人で共同購入ということで1/2台になっております。コンバイン、それから田植機も2人で共有です。乾燥機が1台、常時従事要件については、農作業従事日数が150日であります。農業経営面積要件については経営面積が609アールです。地域調和要件については、周辺の農地等の農業上の効率的かつ総合的利用に支障を生じるおそれがあると認められません。地域の水利組合にも参加しております。許可相当と思われまますので、よろしく申し上げます。それから、3番ですが10月23日に受人の調査をして申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培しております。全部効率利用要件については所有の農地については休耕地もなく違反転用地もありません。農機具の所有状況でございますが、トラクター1台、コンバインが1台、田植機1台、乾燥機1台を所有しております。常時従事要件については、農作業従事日数が150日でございます。農業経営面積要件ですが該当すると思われまます。現在経営面積が917アール作付けしております。地域調和要件ですが、該当すると思われまます。あと水利組合等にも参加しております。ほかの農地に支障を生じるおそれがあると認められませんので、買受人となる4つの要件を全て満たしており、よろしくご審議をお願いします。以上のとおり報告します。

○議長（加納 昭君）これで調査員の調査報告を終了いたします。

これより質疑を認めまます。質疑ありませんか

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君）それでは質疑なしと認めまます。これで質疑を終了いたします。

これより議案第2号、農地法第3条に係る買受適格証明願に対する証明書の交付についての採決をいたします。

本案は、申請のとおり証明書を交付すること賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君）賛成多数と認めまます。よって本案は申請のとおり証明書を交付することに決定いたしました。

---

## 日程9 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定 について

○議長（加納 昭君）続きまして、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定についてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

井戸賀係長

○農業委員会事務局係長（井戸賀輝行君）12ページをお開き願います。

議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定についてでござ

います。

受理番号1番，浮島字妙技，田1筆，518平方メートルについて及び

受理番号2番，浮島字妙技，田1筆，68平方メートルについてでございますが，申請人は送電線の鉄塔補強工事に伴う工事用地として平成25年1月31日まで一時転用するものであります。申請地は都市計画区域非線引き区域，土地改良区域内であります。敷地には鉄板を敷き，周囲をロープ及びフェンスで周囲を区切り仮設の休息所，工具小屋，トイレを設置します。農地区分は農振農用地区域内であり農地転用許可基準に該当するものと考えられます。

受理番号3番，堀ノ内字内古屋，畑1筆，188平方メートルについてでございますが，駐車場用地として利用するものであります。申請地は都市計画非線引き区域，農振農用地区域外であり土地改良区域外であります。現在の駐車場は1台分で，今後家族2人が自動車を購入予定のため，駐車場が必要となったものであります。駐車場は採石敷きとし，家族の自動車3台分と来客用1台分を確保し，一部を洗濯物干し場として利用します。農地区分は第一種農地で，農地転用許可基準に該当するものと考えられます。

受理番号4番，蒲ヶ山字水砂，畑1筆，498.70平方メートルについてでございますが，申請人は自己用住宅用地とするものであります。申請地は市街化調整区域，農振農用地区域外であり土地改良区域外であります。住宅は木造2階建て，総建築面積148.90平方メートル，敷地内には駐車場を設けます。上水は井戸，下水は合併浄化槽から道路側溝へ放流，雨水は自然浸透となっております。農地区分は第二種農地で，農地転用許可基準に該当するものと考えられます。

受理番号5番，江戸崎字小角，田3筆，計8,935平方メートルについてでございますが，申請人は経済産業省より「再生可能エネルギー発電設備の認定」を受けた者で太陽光発電施設用地とするものであります。申請地は，市街化調整区域，農振農用地区域外であり，土地改良区域外であります。事業地の全体面積は15,203平方メートル，ソーラーパネル設置部分は13,832平方メートル，うち農地部分が8,935平方メートルとなっております。事業地の造成工事は無く，平坦な部分にソーラーパネルを設置するものであります。上下水は無く，雨水は自然浸透となっております。農地区分は第二種農地で，農地転用許可基準に該当するものと考えられます。以上で議案第3号受理番号1番から5番の説明を終わります。

○議長（加納 昭君）事務局の説明でございましたが調査員の調査報告をお願いします。受理番号1番及び2番について関口委員より報告願います。

○2番（関口邦子君）2番関口です。受理番号1番，2番について，さる23日，保科委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は報告書のとおりで農地法第5条第2項各号に該当しないものであり農地転用許可基準を満たしているものと思われま。申請書類の確認もしましたが問題はありませんでした。また，周辺の農地にも迷惑のかからないことから許可相当であると考えられます。よろしくご審議をお願いします。

○議長（加納 昭君）はい、それでは次に受理番号3番について井戸賀吉男委員より報告願います。

○17番（井戸賀吉男君）17番井戸賀です。受理番号3番について、10月22日に秋本委員と事務局で現地調査をいたしました。申請書類の審査を行いましたが、調査の結果は報告書のとおりであります。農地法第5条第2項各号に該当しないものであり農地転用許可基準を満たしているものと思われます。申請書類の確認もいたしましたが無題はありませんでした。また、周辺の農地にも迷惑のかからないことから許可相当であると考えられます。よろしくご審議をお願い申し上げます。

○議長（加納 昭君）はい、次に受理番号4番について山崎委員より報告願います。

○11番（山崎健一君）11番山崎です。受理場番号4番について、10月22日に清原委員と事務局で現地調査ならびに申請書類の審査を行しました。調査の結果は報告書のとおりであり、農地法第5条第2項各号に該当しないものであり農地転用許可基準を満たしているものと思われます。また、周辺の農地にも迷惑のかからないことから許可相当であると考えられます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（加納 昭君）次に受理番号5番について山下委員より報告願います。

○31番（山下恭一君）31番山下です。受理場番号5番について、さる22日に村山委員と事務局で現地調査ならびに申請書類の審査を行しました。調査の結果は報告書のとおりで、農地法第5条第2項各号に該当しないものであり農地転用許可基準を満たしていると思われます。また、周辺の農地にも迷惑のかからないことから許可相当であると考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。以上です。

○議長（加納 昭君）これで調査員の調査報告を終了いたします。これより質疑を認めます。質疑ありませんか

○8番（川島 昇君）8番川島です。受理番号5番について聞きたいのですが、このメガソーラーは何キロワットぐらいの発電なのですか

○議長（加納 昭君）はい、事務局。

○農業委員会事務局係長（井戸賀輝行君）974キロワットでございます。

○議長（加納 昭君）設備の資金はどのくらいですか

○議長（加納 昭君）はい、事務局。

○農業委員会事務局係長（井戸賀輝行君）費用は332,377,500円になっております。

○議長（加納 昭君）その他、質疑ありませんか

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君）それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。

これより議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定についての採決をいたします。

本案は、申請のとおり許可相当として県へ進達することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君）賛成多数と認めます。よって本案は申請のとおり許可相当として県へ進達することに決定いたしました。

---

#### 日程 10 議案第 4 号 現況証明願いに対する証明書の交付について

○議長（加納 昭君）続きまして、議案第 4 号、現況証明願いに対する証明書の交付についてを議案といたします。事務局の説明をお願いします。

高橋主査

○農業委員会事務局主査（高橋 渉君）13 ページをお開き願います。

議案第 4 号、現況証明願いに対する証明書の交付についてでございます。転用事実証明書の交付 1 件、非農地証明書の交付 3 件の計 4 件でございます。

受理番号 1 番、柴崎字上君山、田 3 筆、5,639 平方メートルについての登記地目変更の為の転用事実証明書の交付でございます。平成 3 年 2 月 18 日付南総農政指令第 9 号倉庫で許可を受けております。

受理番号 2 番、浮島字内発句、畑 1 筆、田 2 筆、計 3 筆、412 平方メートルについての登記地目変更の為の非農地証明書の交付でございます。昭和 46 年頃より農家住宅敷地として利用されております。撮影年月日、昭和 59 年 11 月 23 日の国土地理院の空中写真証明書の添付と始末書が提出されております。

受理番号 3 番、岡飯出字榎墓、畑 1 筆、ほか 2 地区、畑 5 筆、計 6 筆、2,086 平方メートルについての登記地目変更の為の非農地証明書の交付でございます。昭和 45 年頃よりゴルフ場として利用されております。撮影年月日、昭和 59 年 11 月 23 日の国土地理院の空中写真証明書の添付と、始末書が提出されております。

受理番号 4 番、脇川字本田、畑 1 筆、750 平方メートルについての登記地目変更の為の非農地証明書の交付でございます。昭和 32 年頃より宅地として利用されております。撮影年月日、昭和 59 年 11 月 23 日の国土地理院の空中写真証明書の添付と始末書が提出されております。以上で、議案第 4 号の説明を終わります。

○議長（加納 昭君）事務局の説明でありましたが調査員の調査報告をお願いいたします。まず、受理番号 1 番について篠崎文夫委員より報告をお願いいたします。

○14 番（篠崎文夫君）はい、14 番篠崎です。受理番号 1 番について、さる 24 日、千勝委員と濱田委員それと事務局で申請書類の審査及び現地調査を行いました。調査の結果、事務局の説明とおりで間違いはなく転用目的どおり倉庫用地として利用されていることを確認いたしました。また、添付書類を確認いたしました。問題はありませんでした。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（加納 昭君）次に受理番号 2 番について、宮本 昇委員より報告願います。

○1 番（宮本 昇君）1 番宮本です。受理番号 2 番について、さる 23 日、小貫委員と事務局で申請書類の審査及び現地調査を行いました。調査の結果、事務局の説明とおりで間

違いはなく昭和46年ごろより利用されており、昭和59年11月23日撮影の国土地理院発行の航空写真で併せて確認いたしました。申請地は周辺の農地に影響はなく問題はないと思います。また、申請書類を確認いたしました。問題はありませんでした。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（加納 昭君）次に受理番号3番について、井戸賀吉男委員より報告願います。

○17番（井戸賀吉男君）17番宮本です。受理番号3番について、さる22日、糸賀委員と秋本委員それぞれ事務局で申請書類の審査ならびに現地調査を行いました。調査の結果、事務局の説明とおりで間違いはなく昭和46年ごろからゴルフ場の敷地として利用されており、昭和59年11月23日撮影の国土地理院発行の航空写真と併せて確認いたしました。申請地は周辺の農地に迷惑がかからないことから問題はないと思われま。また、添付書類を確認いたしました。問題はありませんでした。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（加納 昭君）次に受理番号3番について、井戸賀吉男委員より報告願います。

○17番（井戸賀吉男君）17番宮本です。受理番号3番について、さる22日、糸賀委員と秋本委員それぞれ事務局で申請書類の審査ならびに現地調査を行いました。調査の結果、事務局の説明とおりで間違いはなく昭和46年ごろからゴルフ場の敷地として利用されており、昭和59年11月23日撮影の国土地理院発行の航空写真と併せて確認をいたしました。申請地は周辺の農地に迷惑がかからないことから問題はないと思われま。また、添付書類を確認いたしました。問題はありませんでした。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（加納 昭君）次に受理番号4番について、沖野谷委員より報告願います。

○26番（沖野谷秀雄君）26番沖野谷です。受理番号4番についてご報告いたします。さる23日に飯塚委員と坂本委員それぞれ事務局で申請書類の審査ならびに現地調査を行いました。調査の結果、事務局の説明とおりで間違いはなく昭和32年ごろから住宅の敷地として利用されております。昭和59年12月19日撮影の国土地理院発行の航空写真と併せて確認をいたしました。申請地は周辺の農地に迷惑がかからないことから問題はないと思われま。また、添付書類を確認いたしました。問題はありませんでした。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（加納 昭君）これで調査委員の調査報告を終了いたします。これより質疑を認めます。質疑ありませんか

○議長（加納 昭君）質疑ありませんか

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君）これで質疑を終了いたします。これより、議案第4号、現況証明願いに対する証明書の交付についてを採決いたします。本案は申請のとおり証明書を交付することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君）賛成多数と認めます。よって本案は申請のとおり証明書を交付する



ことを決定いたしました。

---

日程 1 1 議案第 5 号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について  
(利用権設定)

○議長(加納 昭君) 続きまして議案第 5 号、稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について(利用権設定)を議題といたします。なお、議事参与の制限に該当する案件がございますので、事務局は受理番号 5 7 番を除いて説明をお願いします。

飯島補佐

○農業委員会事務局長補佐(飯島伸生君) よろしく申し上げます。

1 4 ページをお開きください。

議案第 5 号、稲敷市農用地利用集積計画 に対する意見決定について(利用権設定)でございます。本件は、農業経営 基盤強化 促進法 第 1 8 条 第 1 項の規定による利用権の設定で、今回は、新規設定が 7 件、3 0 筆、5 万 1、1 8 3 平方メートル、再設定が 5 0 件、2 2 4 筆、3 7 万 7、1 9 6 平方メートル、合計 5 7 件、2 5 4 筆、4 2 万 8、3 7 9 平方メートルについての利用権の設定でございます。

受理番号 1 番、幸田字立波ほか 1 地区、田 2 筆、3、8 8 3 平方メートル、新規設定で、利用目的が、稲、期間が 6 年、小作料は玄米 2. 5 俵、設定を受ける者は、経営面積 1、0 7 1 アールの水稲を作付けする農家で、農作業従事日数、2 6 0 日の認定農業者です。

受理番号 2 番、堀川字柳浦、田 1 筆、4、1 3 0 平方メートル、新規設定で、利用目的が、稲、期間が 1 0 年、小作料は、玄米 2. 5 俵、設定を受ける者は、経営面積 1 1 3 アールの水稲を作付けする農業者です。

受理番号 3 番、上須田字上須田、田 1 筆、4 1 4 平方メートル、新規設定で、利用目的が、稲、期間が 6 年、小作料は、玄米 2 俵、設定を受ける者は、経営面積 7 4 0 アールの水稲を作付けする農家で、農作業従事日数、2 5 0 日の認定農業者です。

受理番号 4 番、曲渕字居下ほか 3 地区、田 1 3 筆、2 万 1、0 2 8 平方メートル、

受理番号 5 番、曲渕字中割、田 2 筆、4、9 9 0 平方メートル、

受理番号 6 番、曲渕字居下ほか 2 地区、田 9 筆、1 万 5、0 3 8 平方メートル、いずれの 3 件は、新規設定で、利用目的が、稲、期間が 6 年、小作料は、3 0、0 0 0 円、設定を受ける者は、経営面積 1 7 0 アールの水稲を作付けする農家で、農作業従事日数、2 0 0 日の農業者です。

受理番号 7 番、阿波崎字阿波崎、田 2 筆、1、7 0 0 平方メートル、新規設定で、利用目的が、稲、期間が 6 年、小作料は、玄米 2 俵、設定を受ける者は、経営面積 1、5 6 5 アールの水稲を作付けする農家で、農作業従事日数、2 3 0 日の認定農業者です。

受理番号 8 番、結佐字下結佐ほか 1 地区、田 6 筆、8、3 3 1 平方メートル、再設定で、利用目的が、稲、期間が 6 年、小作料は玄米 2. 5 俵、設定を受ける者は、経営面積 6 5 9 アールの水稲を作付けする農家で、農作業従事日数、2 0 0 日の農業者です。

受理番号9番，神宮寺字神宮寺，田1筆，2，433平方メートル，再設定で，利用目的が，稲，期間が6年，小作料は玄米2俵，設定を受ける者は，経営面積704アールの水稲を作付けする農家で，農作業従事日数，250日の認定農業者です。

受理番号10番，本新，田2筆，1万6，815平方メートル，再設定で，利用目的は，稲，期間は10年，小作料は，玄米2.5俵，設定を受ける者は，経営面積1，071アールの水稲を作付けする農家で，農作業従事日数，260日の認定農業者です。  
16ページをお願いします。

受理番号11番，新橋字清水，田3筆，11，745平方メートル，再設定で，利用目的は，稲，期間は6年，小作料は，玄米2俵，設定を受ける者は，経営面積302アールの水稲を作付けする農家で，農作業従事日数，150日の認定農業者です。

受理番号12番，清水字前浦，田1筆，344平方メートル，

受理番号13番，堀川字丑新田ほか2地区，田4筆，1万5，277平方メートル，いずれの2件は，再設定で，利用目的は，稲，期間は4年，小作料は，玄米2.5俵，設定を受ける者は，経営面積1，285アールの水稲を作付けする農家で，農作業従事日数，250日の認定農業者です。

受理番号14番，六角字3番割ほか1地区，田6筆，6，823平方メートル，再設定で，利用目的は，稲，期間は6年，小作料は，玄米2俵，設定を受ける者は，経営面積650アールの水稲を作付けする農家で，農作業従事日数，250日の認定農業者です。

受理番号15番，佐原組新田字佐原組ほか1地区，田19筆，2万9，894平方メートル，再設定で，利用目的が，稲，期間が6年，小作料は，玄米3俵

受理番号16番，佐原組新田字佐原組，田3筆，3，741平方メートル，再設定で，利用目的が，稲，期間が6年，小作料は，玄米2.5俵  
18ページをお願いします。

受理番号17番，佐原組新田字佐原組ほか2地区，田7筆，1万3，318平方メートル，再設定で，利用目的が，稲，期間が6年，小作料は，玄米2.5俵，いずれの3件の，設定を受ける者は，経営面積2，737アールの水稲を作付けする農家で，農作業従事日数，300日の認定農業者です。

受理番号18番，佐原組新田字高丸，田1筆，1，914平方メートル，再設定で，利用目的が，稲，期間が6年，小作料は，玄米2.5俵，設定を受ける者は，経営面積688アールの水稲を作付けする農家で，農作業従事日数，250日の認定農業者です。

受理番号19番，伊佐部字伊佐部ほか1地区，田4筆，9，907平方メートル，再設定で，利用目的が，稲，期間が6年，小作料は，玄米2俵，設定を受ける者は，経営面積1，565アールの水稲を作付けする農家で，農作業従事日数，230日の認定農業者です。

○10番（千勝 忠君）すいません。休憩をお願いします。

○議長（加納 昭君）休憩しますか，5分休憩します。

〔暫時休憩〕

○議長（加納 昭君）時間になりましたので再開いたします。事務局説明してください。

○農業委員会事務局長補佐（飯島伸生君）18ページをお願いします。

受理番号20番，下須田字神田ほか1地区，田5筆，1万1，708平方メートル，再設定で，利用目的が，稲，期間が10年，小作料は，玄米2俵，

受理番号21番，阿波崎字阿波崎ほか1地区，田3筆，5，181平方メートル，再設定で，利用目的が，稲，期間が10年，小作料は，玄米2.5俵，いずれの2件の，設定を受ける者は，経営面積1，034アールの水稲を作付けする農家で，農作業従事日数，200日の認定農業者です。

受理番号22番，阿波崎字阿波崎か2地区，田7筆，9，919平方メートル，再設定で，利用目的が，稲，期間が6年，小作料は，玄米2.5俵，設定を受ける者は，経営面積1，541アールの水稲を作付けする農家で，農作業従事日数，250日の認定農業者です。

受理番号23番，太田字中曽根，田1筆，2，587平方メートル，再設定で，利用目的が，稲，期間が6年，小作料は，玄米2.7俵，設定を受ける者は，経営面積487アールの水稲を作付けする農家で，農作業従事日数，180日の農業者です。

受理番号24番，佐原組新田字伊佐部，田5筆，3，311平方メートル，再設定で，利用目的が，稲，期間が6年，小作料は，玄米2俵，設定を受ける者は，経営面積461アールの水稲を作付けする農家で，農作業従事日数，200日の認定農業者です。

受理番号25番，飯出字飯出，田1筆，3，802平方メートル，再設定で，利用目的が，稲，期間が6年，小作料は，玄米2.5俵，

受理番号26番，福田字平須ほか4地区，田6筆，1万2，422平方メートル，再設定で，利用目的が，稲，期間が6年，小作料は，玄米2.5俵と2俵と地区により異なります。

20ページをお願いします。

受理番号27番，東大沼字小沼，田1筆，2，055平方メートル，再設定で，利用目的が，稲，期間が6年，小作料は，玄米2.5俵

受理番号28番，市崎字後田ほか2地区，田4筆，4，622平方メートル，再設定で，利用目的が，稲，期間が6年，小作料は，地区により，玄米2俵と2.5俵があります。

受理番号29番，新橋字清水，田2筆，1万2，522平方メートル，再設定で，利用目的が，稲，期間が5年，小作料は，玄米2.5俵

受理番号30番，東大沼字谷津，田1筆，1，600平方メートル，利用目的が，稲，期間が6年，小作料は，玄米2俵，いずれの6件の，設定を受ける者は，経営面積799アールの水稲を作付けする農家で，農作業従事日数，120日の認定農業者です。

受理番号31番，上馬渡字上馬渡ほか2地区，田7筆，畑2筆，計9筆，8，652平方メートル，再設定で，利用目的が，稲，期間は，6年，小作料は玄米，2.5俵，

受理番号32番，阿波崎字阿波崎ほか2地区，田6筆，6，553平方メートル，再設定で，利用目的が，稲，期間は，6年，小作料は玄米，2俵，

受理番号33番, 阿波崎字池ノ内, 田1筆, 1, 096平方メートル, 再設定で, 利用目的は, 麦, 期間は, 6年, 小作料は, 無償,

受理番号34番, 阿波崎字中前, 田2筆, 2, 653平方メートル, 再設定で, 利用目的が, 稲, 期間は, 6年, 小作料は玄米, 2表,

受理番号35番, 阿波崎字白旗, 田1筆, 1, 398平方メートル, 再設定で, 利用目的が, 稲, 期間は, 6年, 小作料は玄米, 2.5表,

受理番号36番, 阿波崎字阿波崎ほか2地区, 田5筆, 1万0, 228平方メートル, 再設定で, 利用目的が, 稲, 期間が6年, 小作料は, 玄米2.5俵, いずれの6件, 設定を受ける者は, 経営面積1, 752アールの水稲を作付けする農家で, 農作業従事日数, 300日の認定農業者です。

受理番号37番, 柴崎字上吉山ほか1地区, 田3筆, 3, 159平方メートル, 22ページをお願いします。

受理番号38番, 柴崎字下吉山, 田1筆, 522平方メートル,

受理番号39番, 柴崎字下吉山, 田4筆, 3, 204平方メートル,

受理番号40番, 柴崎字上吉山ほか2地区, 田4筆, 6, 375平方メートル, いずれの4件は, 再設定で, 利用目的が, 稲, 期間が6年, 小作料は, 玄米2俵, 設定を受ける者は, 経営面積528アールの水稲を作付けする農家で, 農作業従事日数, 200日の認定農業者です。

受理番号41番, 結佐字上結佐, 田1筆, 1, 532平方メートル, 再設定で, 利用目的が, 稲, 期間が6年, 小作料は, 玄米2.5俵, 設定を受ける者は, 経営面積435アールの水稲を作付けする農家で, 農作業従事日数, 100日の認定農業者です。

受理番号42番, 浮島字尾島, 田1筆, 1, 653平方メートル, 再設定で, 利用目的が, 稲, 期間が10年, 小作料は, 玄米2俵, 設定を受ける者は, 経営面積594アールの水稲を作付けする農家で, 農作業従事日数, 250日の認定農業者です。

受理番号43番, 八筋川字八郎田ほか1地区, 田2筆, 3, 732平方メートル, 再設定で, 利用目的が, 稲, 期間が6年, 小作料は, 玄米90キログラム, 設定を受ける者は, 経営面積141アールの水稲を作付けする農家で, 農作業従事日数, 300日の農業者です。

受理番号44番, 佐原組新田字釜井, 田6筆, 8, 341平方メートル, 再設定で, 利用目的が, 稲, 期間が6年, 小作料は, 玄米2.5俵, 設定を受ける者は, 経営面積489アールの水稲を作付けする農家で, 農作業従事日数, 250日の認定農業者です。

受理番号45番, 結佐字流作, 田10筆, 1万0, 443平方メートル, 再設定で, 利用目的が, 稲, 期間が3年, 小作料は, 玄米2.5俵,

受理番号46番, 結佐字流作ほか2地区, 田5筆, 9, 913平方メートル, 再設定で, 利用目的が, 稲, 期間が6年, 小作料は, 玄米2.5俵, いずれの2件の, 設定を受ける者は, 経営面積632アールの水稲を作付けする農家で, 農作業従事日数, 160日の認定農業者です。

受理番号47番，八千石字八千石，田4筆，2万3，728平方メートル，再設定で，利用目的が，稲，期間が6年，小作料は，玄米2.5俵，設定を受ける者は，経営面積1，143アールの水稻を作付けする農家で，農作業従事日数，200日の認定農業者です。24ページをお願いします。

受理番号48番，橋向字細代ほか1地区，田12筆，畑2筆，計14筆，2万1，130平方メートル，再設定で，利用目的が，稲，期間が6年，小作料は，玄米2.5俵，設定を受ける者は，経営面積831アールの農業生産法人です。

受理番号49番，結佐字流作，田6筆，6，708平方メートル，

受理番号50番，結佐字流作，田2筆，498平方メートル，

受理番号51番，手賀組新田字阿波崎ほか1地区，田5筆，5，315平方メートル，

受理番号52番，福田字福田，田3筆，3，671平方メートル，いずれの4件は，再設定で，利用目的が，稲，期間が6年，小作料は，玄米2.5俵，設定を受ける者は，経営面積1，094アールの農業生産法人です。

受理番号53番，釜井字前田，田1筆，492平方メートル，

受理番号54番，佐原組新田字高丸ほか3地区，田10筆，2万3，967平方メートル，

26ページをお願いします。

受理番号55番，佐原組新田字高丸ほか1地区，田5筆，8，711平方メートル，

受理番号56番，佐原組新田字高丸ほか2地区，田19筆，9，031平方メートル，いずれの4件は，再設定で，利用目的が，稲，期間が6年，小作料は，玄米2.5俵，設定を受ける者は，経営面積3，629アールの農業生産法人です。

以上，農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明を終わります。よろしく，ご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）これで説明を終了いたします。

これより質疑を認めます。質疑ありませんか，質疑ありませんか

〔「なし」の声あり〕

○議長（加納 昭君）それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。

これより議案第5号，稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権転貸）を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君）賛成多数と認めます。よって本案は原案のとおり決定いたしました。

○議長（加納 昭君）続きまして議案第5号，受理番号57番ですが，農業委員会等に関する法律第24条の議事参与の制限規定に坂本一雄委員が該当しますので，15番，坂本一雄委員の退室を求めます。

〔坂本一雄委員退室〕

○議長（加納 昭君）それでは，事務局の説明をお願いします。

○農業委員会事務局長補佐（飯島伸生君）

受理番号57番，上須田字上須田，田1筆，4，220平方メートル，再設定で，利用目的が，稲，期間が6年，小作料は，玄米2.5俵，設定を受ける者は，経営面積732アールの水稻を作付けする農家で，農作業従事日数，200日の認定農業者です。

以上，農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明を終わります。よろしく，ご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）これで説明を終了いたします。

これより質疑を認めます。質疑ありませんか，質疑ありませんか

〔「なし」の声あり〕

○議長（加納 昭君）それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。

これより議案第5号，受理番号57番を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君）賛成多数と認めます。よって本案は原案のとおり決定いたしました。

審議が終了しましたので，15番，坂本一雄委員の入室を許可いたします。

〔坂本一雄委員入室〕

○議長（加納 昭君）以上で本日の日程はすべて終了いたしました。慎重審議いただきましてありがとうございました。

皆さんにお諮りいたします。

本定例会中の議案等にかかわる字句，数字，その他の整理を要する件については，その整理を議長に一任することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君）それでは，異議なしと認めます。

これをもちまして，平成24年10月の稲敷市農業委員会総会を閉会といたします。

午後4時32分閉会

稲敷市農業委員会規則第12条の規定により署名する

議 長 加納 昭 ㊟

19番委員 宮本 善助 ㊟

20番委員 保科 進 ㊟